



# 水質検査成績書

第 12-17711 号

依頼者 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

美幌町水道事業管理者 美幌町長 土谷 耕 治 様

2013年 03月 13日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種 別	浄水	区 分	上水道			
採 水 年 月 日	2013年 03月 13日		天 候	前 日	晴	当 日 曇
施 設 名	美幌町水道事業					
水 源 名 称	網走川水系女満別川					
採 水 地 点	美幌町字東2条北2丁目 美幌町役場庁舎 給水栓 (9時15分採水)					
採 水 者	清 水 誠 一	所 属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター			
気 温	5.9 ℃	水 温	3.5 ℃	残留塩素	0.4 mg/l	
No	項 目 名	結 果 値	水 質 基 準		検 査 方 法	
1	一般細菌	0 ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		標準寒天培地法	
2	大腸菌	不検出	検出されないこと。		特定酵素基質培地法	
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003 mg/l	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。		ICP-MS法	
4	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/l	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	
5	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.29 mg/l	10mg/l以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	
6	塩素酸	<0.06 mg/l	0.6mg/l以下。		イオンクロマトグラフ法	
7	クロロ酢酸	<0.001 mg/l	0.02mg/l以下であること。		溶媒抽出-GC-MS法	
8	クロロホルム	<0.001 mg/l	0.06mg/l以下であること。		PT-GC-MS法	
9	ジクロロ酢酸	<0.001 mg/l	0.04mg/l以下であること。		溶媒抽出-GC-MS法	
10	ジプロモクロロメタン	<0.001 mg/l	0.1mg/l以下であること。		PT-GC-MS法	
11	臭素酸	<0.001 mg/l	0.01mg/l以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	
12	総トリハロメタン	<0.001 mg/l	0.1mg/l以下であること。		PT-GC-MS法	
13	トリクロロ酢酸	<0.001 mg/l	0.2mg/l以下であること。		溶媒抽出-GC-MS法	
14	プロモジクロロメタン	<0.001 mg/l	0.03mg/l以下であること。		PT-GC-MS法	
15	プロモホルム	<0.001 mg/l	0.09mg/l以下であること。		PT-GC-MS法	
16	ホルムアルデヒド	<0.003 mg/l	0.08mg/l以下であること。		溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	
17	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/l	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。		ICP-MS法	
18	鉄及びその化合物	<0.01 mg/l	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。		ICP法	
19	塩化物イオン	9.4 mg/l	200mg/l以下であること。		イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	
20	蒸発残留物	66 mg/l	500mg/l以下であること。		重量法	
21	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	<0.3 mg/l	3mg/l以下であること。		全有機炭素計測定法	
22	pH値	7.0	5.8以上8.6以下であること。		ガラス電極法	
23	味	異常なし	異常でないこと。		官能法	
24	臭気	異常なし	異常でないこと。		官能法	
25	色度	<1 度	5度以下であること。		比色法	
26	濁度	<0.1 度	2度以下であること。		積分球式光電光度法	
27		以下余白				
28						
29						
30						
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 平成24年2月28日厚生労働省告示66号)					
判 定	上記の検査項目については水質基準に適合する。					
検 査 期 日	2013年 03月 13日 ~ 2013年 03月 25日					
検 査 責 任 者	佐々木俊継					
2013年 03月 25日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号		建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号		
		札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号		一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター		

本成績書の内容を転記、または、複写する場合は、当センターの承認を得てください。